女川 2 号機 非常用ガス処理系 主要弁の

要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1. 目的

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B および T46-F003A, B) について,他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さに腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。また,弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載する。

2. 要目表の記載の変更の概要

弁箱厚さについて,腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ変更する。また,弁ふた厚さ及び弁ふた 材料を新たに記載する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3参照)。

(1) 弁箱厚さ (T46-F001A, B, T46-F003A, B)

変更前:	
変更後:	(mm)

(2) 弁ふた厚さ、材料 (T46-F001A, B, T46-F003A, B)

変更前:(弁ふた厚さ)ー

(弁ふた材料) -

変更後:(弁ふた厚さ) (mm)

(弁ふた材料) S25C

3. 要目表の記載の変更の必要性

他の主要弁との記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ変更し、弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する必要がある。

4. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。 また、これまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について 設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確 認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5 に示す。

以 上

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2: 非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料3:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料4:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 5:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添

付の要否の検討結果

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

ヌ 主要弁(常設)

			変更	前*1	変 更 後
K		称	T46-F0	01A, B	
£	類		止め	介	
改 高	使用圧力	kPa	-23, 50	~13.7	変更なし
改 高	使 用 温 度	°C	10	0	
正呼	び径	-	300	DA	
上 呼 弁	箱厚さ	mm			
法 介	ふた厚き	mm			
扩	新	-	SCP	H2	
材料弁	ふ た	_	S28	5C	
K H	動 方 法	_	空気	作動	変更なし
固	数	-	2		
系 (統 名 ライン名)	-	T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46-F001B 非常用ガス処理系B系	
付談	置 床	==:	原子炉建屋 0. P. 33. 20m	原子炉建屋 0. P. 33. 20m	
区	画 番 分				
が流が	水防護上の配慮 必要な高さ	_			

注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

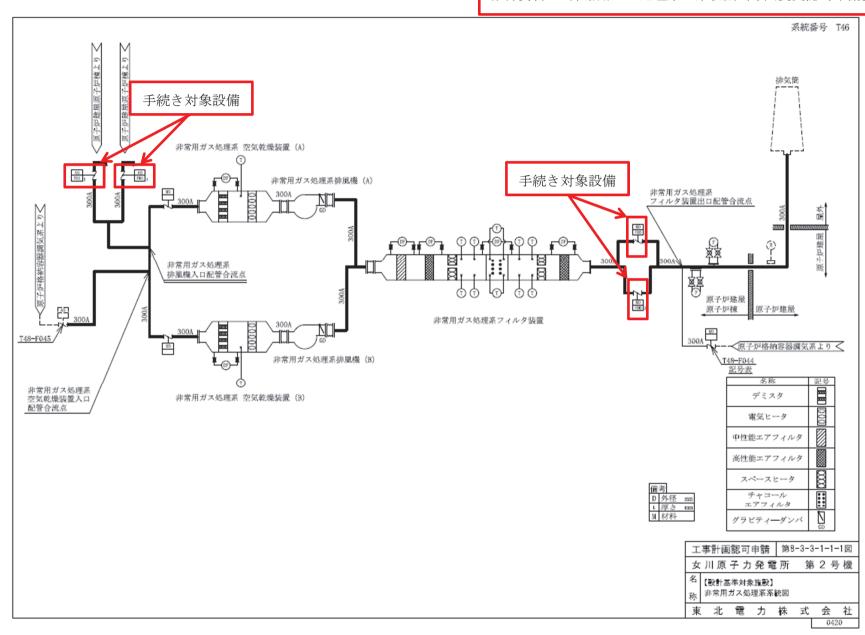
枠団みの内容は商業機管の観点から公開できません。

			多	变更前*1		変	更 後
名		称	Т	Г46-Г00ЗА, В			
種	類	_		止め弁			
最	高 使 用 圧 力	kPa		23. 5		変更	なし
最	高 使 用 温 度	°C		140			
主	呼 び 径	_	_	300A			
主要寸	弁 箱 厚 さ	mm					
法	弁 ふ た 厚 さ	mm					
材料	弁 箱			SCPH2			
料	弁 ふ た	-		S25C			
駆	動 方 法	-	_	電気作動		変更	なし
個	数			2			
取	系 統 名 (ライン名)	-	T46-F003A 非常用ガス処理系A系		T46-F003B 非常用ガス処理系B系		
付	設 置 床	I	原子炉建屋 0. P. 22. 50m		原子炉建屋 0. P. 22. 50m		
箇	溢水防護上の区画番号	i—				R-2F-1-1	R-2F-1-1
所	溢水防護上の配慮 が必要な高さ					床上0.13m以上	床上0.13m以上

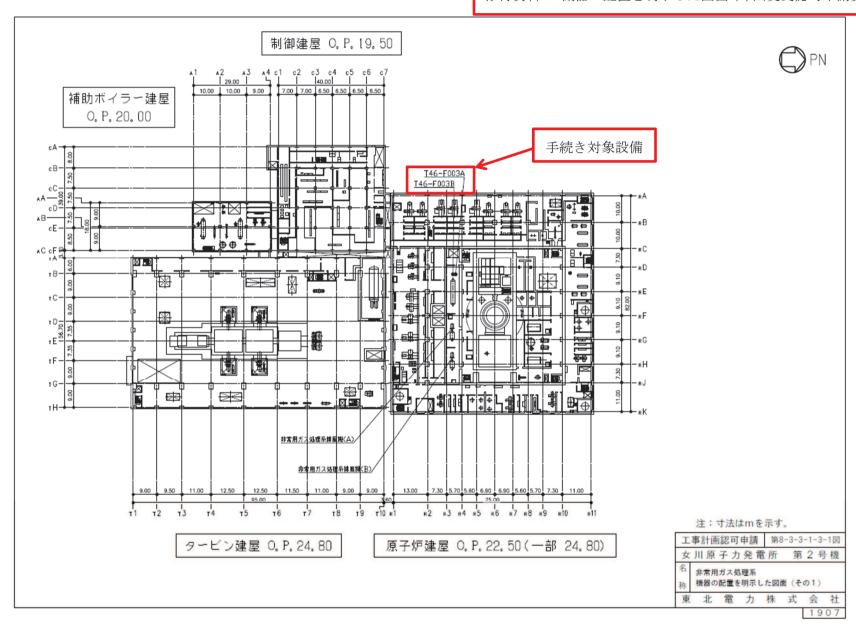
注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

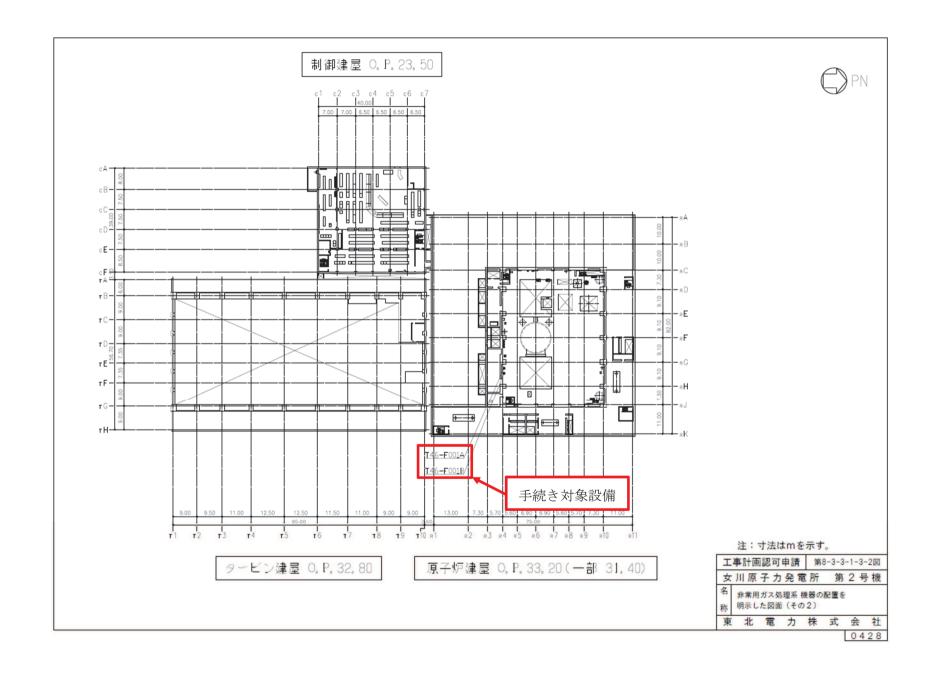
: 手続き対象

添付資料 2: 非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)



添付資料 3:機器の配置を明示した図面 (今回変更認可申請資料)





適用条文:本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文:本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

		非常用ガス処理系			
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものの,設置場所の変更を行うものではなく, 設計基準対象施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第5条	地震による損傷の防止	0	0	非常用ガス処理系主要弁は、耐震重要度分類Sクラス機器に該当し、弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであることから、基準地震動等 に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。	
第6条	津波による損傷の防止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく,外部からの衝撃による損傷の防止設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第8条	立入りの防止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所等を変更するものではなく,立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり、設置場所等を変更するものでは く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	
第11条	火災による損傷の防止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所や火災防護設備等の変更を行うものではなく,火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所や浸水防護設備等の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第13条	安全避難通路等	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,設置場所の変更を行うものではなく,安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第14条	安全設備	0	0	非常用ガス処理系主要弁は,安全施設に該当し,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであることから,既設同様に通常運転時,運転時の異常な過度変化及び事故時において,その求められる機能を発揮することができる設計とすることを,本工事計画により示す。	
第15条	設計基準対象施設の機能	0	0	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであることから,既設同様に設計基準対象施設としての機能を発揮することができる設計とすることを,本工事計画により示す。	
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第17条	材料及び構造	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機器,クラス2機器及びクラス3機器に該当しないため,適用条文とはならない。	
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機器,クラス2機器及びクラス3機器に該当しないため,適用条文とはならない。	

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文:本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文:本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

		非常用ガス処理系				
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由		
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,一次冷却系統に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第20条	安全弁等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当するものの,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第21条	耐圧試験等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,要目表の弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載をするものの,実物の変更を伴わない設計確認値の変更であるため適合性確認は不要である。		
第22条	監視試験片	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,設計基準対象施設に該当するものの,容器に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第23条	炉心等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第24条	熱遮蔽材	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第25条	一次冷却材	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。		
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第30条	逆止め弁	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,放射性物質を含まない流体を導く管に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第31条	蒸気タービン	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。		
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第33条	循環設備等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。		

〇:対象となる条文

×:対象外の条文

適用条文:本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文:本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

		非常用ガス処理系			
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第34条	計測装置	×	×	非常用ガス処理系主要弁は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第35条	安全保護装置	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第37条	制御材駆動装置	×	×	非常用ガス処理系主要弁は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第38条	原子炉制御室等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,原子炉制御室等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,放射性物質による汚染の防止に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第42条	生体遮蔽等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,生体遮蔽等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第43条	換気設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第44条	原子炉格納施設	0	×	非常用ガス処理系主要弁は,原子炉格納施設に該当するものの,弁箱厚さの変更並びに弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載するものであり,原子炉格納施設に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第45条	保安電源設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第46条	緊急時対策所	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第47条	警報装置等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第48条	準用	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	

適用条文:本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文:本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

		非常用力	ブス処理系 フ処理系	旭日は唯純未文・本工事計画にのいて技術を学べい旭日はで唯純する未文 X:対象がNV余文
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第50条	地震による損傷の防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第51条	津波による損傷の防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第54条	重大事故等対処設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第55条	材料及び構造	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第57条	安全弁等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第58条	耐圧試験等	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

適用条文:本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文:本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

		非常用力	ブス処理系 フ処理系	旭日は唯純未文・本工事計画にのいて技術を学べい旭日はで唯純する未文 X:対象がNV余文
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第71条	重大事故等の収束に必要となる 水の供給設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第72条	電源設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第73条	計装設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第75条	監視測定設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第76条	緊急時対策所	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第78条	準用	×	×	非常用ガス処理系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ · ×)	理由
	別表第二派付書類		在山
久弘	が表現		
		×/	北岸田北之知四季 子西台の西口主の到
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により、送電関係一覧図に変更
			はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	図		載の変更により,工場又は事業所の概要
			を明示した地形図に変更はないため不
			要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主要弁は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	く。)については電線の種類,太さ及び接		載の変更により,単線結線図に変更はな
	地の種類も併せて記載すること。)		いため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更では、新技術の採用等を実施し
			ていないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,発電用原子炉施設の熱
			精算図に変更はないため不要。
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により、熱出力計算書に変更は
			ないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	\cap	工事計画認可申請書の工事計画の内容
3	に関する説明書		が、令和2年2月26日付け原規規発第
	(に対する肌切音		
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
			ことから添付する。なお、今回の申請
			に伴う基本設計方針の変更はないこと
			から,令和4年9月28日付け原規規発第
			2209283号にて認可された設計及び工事
			の計画から変更はない。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更により, 排気中及び排水中の放
			射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し,又は頻繁に出入する工	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更により、人が常時勤務し又は頻
	関する説明書		繁に出入する工場又は事業所内の場所
			における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更により,発電用原子炉施設の自
			然現象等による損傷の防止に変更はな
			いため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更により,放射性物質により汚染
	する管理区域のうち、その場所における		するおそれがある管理区域並びにその
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		地下に施設する排水路並びに当該排水
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		路に施設する排水監視設備及び放射性
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		物質を含む排水を安全に処理する設備
	びにその地下に施設する排水路並びに		の配置に変更はないため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
			載の変更により,取水口及び放水口に変
			更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		載の変更により、設定根拠に関する説明
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		書にて説明が必要な設備別記載事項に
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		変更はないため不要。
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間,効率,吹出圧力,慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	X	 非常用ガス処理系 主要弁は,環境測定
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		装置(放射線管理用計測装置に係るもの
	所を明示した図面		を除く。)に該当する設備ではないため
	万 と 97/4・0 72 四 皿		不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	・
'	項第三十三号口に規定するクラス 1 機	,	器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		Craca Craca Contraction
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
10	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により、使用される条件の下に
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		おける健全性に対して影響を与えるも
			のでないが、安全設備に該当することか
	第二条第二項第十四号に規定する重大		
	事故等対処設備をいう。)が使用される		ら添付する。なお、今回の申請に伴う本
	条件の下における健全性に関する説明		添付書類に係る設計条件の変更はない
	書		ことから, 令和3年12月23日付け原規
			規発第 2112231 号にて認可された設計
1.0			及び工事の計画から変更はない。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更により、発電用原子炉施設の火
			災防護に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更により、設置場所等に変更はな
			く,溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更により、蒸気タービン、ポンプ
	護に関する説明書		等の破壊に伴う飛散物による損傷防護
			に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更により,通信連絡設備に変更は
			ないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更により、安全避難通路に変更は

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
			ないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更により、非常用照明に変更はな
			いため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否				
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由			
	別表第二 添付書類					
原一	原子炉格納施設					
1	原子炉格納系統施設に係る機器の配置	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
	を明示した図面及び系統図		載の変更により,機器の配置及び系統図			
			に変更はないが、申請対象を示すため添			
			付する。なお、今回の申請に伴う本添付			
			書類に係る設計条件の変更はないこと			
			から, 令和3年12月23日付け原規規発			
			第 2112231 号にて認可された設計及び			
			工事の計画から変更はない。			
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
	めて記載すること。)		載の変更により,耐震重要度クラスに応			
			じた地震力に耐えられる設計であるこ			
			とを評価するため添付する。なお、今回			
			の申請に伴う本添付書類に係る設計条			
			件の変更(実物の変更を伴わない設計確			
			認値の変更等であり考慮不要) はないこ			
			とから,令和3年12月23日付け原規規			
			発第 2112231 号にて認可された設計及			
			び工事の計画から変更はない。			
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
	て記載すること。)		載の変更により,弁箱厚さの変更等を実			
			施するが,実物の変更を伴わない設計確			
			認値の変更であり構造強度に変更は生			
			じないため不要。			
4	構造図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
			載の変更により、弁箱厚さの変更等を実			
			施するが,実物の変更を伴わない設計確			
			認値の変更であり機器の構造に変更は			
			生じないため不要。			
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
	明書 (原子炉格納容器本体の脆性破壊防		載の変更により,原子炉格納施設の設計			
	止に関する説明を併せて記載するこ		条件に変更はないため不要。			
	と。)					
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記			
	関する説明書		載の変更により、水素濃度低減性能に変			
			更はないため不要。			

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
運転等に関する規則		(○ • ×)	理由
別表第二 添付書類			
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	及びその基礎の状況を明示した図面		載の変更により,原子炉格納容器の基礎
			に変更はないため不要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更により,圧力低減設備その他の
			安全設備のポンプの有効吸込水頭に変
			更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	ネ式のものに限る。)		載の変更により,安全弁及び逃がし弁の
			吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。なお、今回の
			申請に伴う設計及び工事に係る品質マ
			ネジメントシステムの変更はないこと
			から、令和4年9月28日付け原規規発
			第 2209283 号にて認可された設計及び
			工事の計画から変更はない。